

平成24年度税制改正（地方税）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	15	府省庁名 厚生労働省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 事業税（外形） 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （地方消費税）	
要望項目名	予防接種法の改正に伴う税制上の所要の措置	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法のあり方等について議論を行っているところ。これを受けて、予防接種法の改正法案を提出する場合、それに伴って所要の税制改正を行う必要がある。要望を行う税目等については、現在のところ未定。</p> <p>・ 特例措置の内容</p>	
関係条文	〔 〕	
減収見込額	（初年度） （ ） （平年度） （ ） （単位：百万円）	
要望理由	<p>（1）政策目的</p> <p>予防接種等をめぐる昨今の環境の変化に対応するため、予防接種制度全般について見直しを検討することが必要である。</p> <p>このため、現在、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、予防接種法のあり方等について議論を行っているところ。これを受けて、予防接種法の改正法案を提出する場合、それに伴って所要の税制改正を行う必要がある。</p> <p>なお、厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会において、議論が必要とされている事項は、以下のとおりである。</p> <p>(1) 予防接種法の対象となる疾病・ワクチンのあり方</p> <p>(2) 予防接種事業の適正な実施の確保</p> <p>(3) 予防接種に関する情報提供のあり方</p> <p>(4) 接種費用の負担のあり方</p> <p>(5) 予防接種に関する評価・検討組織のあり方</p> <p>(6) ワクチンの研究開発の促進と生産基盤の確保のあり方</p> <p>（2）施策の必要性</p> <p>今後、予防接種部会における議論の状況等を踏まえて、予防接種法の改正法案を提出する場合、それに伴って所要の税制改正を行う必要がある。</p>	
本要望に対応する縮減案		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	(基本目標 I) 安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること (施策大目標 5) 感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること (施策中目標 1) 感染症の発生・まん延の防止を図ること
	政策の達成目標	—
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
	同上の期間中の達成目標	—
	政策目標の達成状況	—
有効性	要望の措置の適用見込み	—
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	—
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	—

税負担軽減措置等の適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	なし